

一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人町田市文化・国際交流財団(以下「財団」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)職員 財団役員、財団職員、臨時職員をいう。
- (2)個人情報 個人生活に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類する媒体に記録されるもの又はされたもので財団が保有しているものをいう。
- (3)本人 財団が保有する個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (4)開示 財団が保有している自己に関する個人情報の閲覧、視聴及び写しの交付をいう。

(財団の責務)

第3条 理事長は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(適正な収集)

第4条 理事長は、個人情報をその業務の目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 理事長は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 理事長は、法令の規定に基づくとき又は業務の執行上特に必要があると認めるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的な利益に重大な影響を与える個人情報を収集してはならない。

(収集の制限)

第5条 理事長は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次に各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)法令の規定に基づくとき
 - (2)本人の同意に基づくとき
 - (3)個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないとき
 - (4)出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき
 - (5)本人から収集することにより、当該業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めるとき
- 2 理事長は、本人以外の者から個人情報を収集するときは、その事実を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 理事長は、収集した個人情報について収集の目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次に各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1)法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき
- (2)本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき
- (3)個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき
- (4)前3号に掲げるもののほか、理事会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めて利用し、又は提供するとき

- 2 理事長は、前項第3号又は第4号の規定に基づき個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(適正な管理)

第7条 理事長は、個人情報の改ざん、紛失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 理事長は、収集の目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(職員の義務)

第8条 職員は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委託の取扱い)

第9条 理事長は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を外部に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取り扱いについて受託者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

(廃棄)

第10条 理事長は、収集の目的を達成し保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ速やかに廃棄しなければならない。

(開示請求)

第11条 理事長は、自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるもの
- (3) 開示をすることにより、財団の業務が著しく阻害されるおそれのあるもの
- (4) 開示請求の対象となった個人情報に、本人以外の個人情報が含まれる場合で、分離し難いと認められるもの

- 2 理事長は、開示の請求をされた個人情報のなかに前項各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて請求に応じなければならない。

(訂正の請求)

第12条 理事長は、財団が保有する個人情報について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、当該事実が誤りがあると認めるときは、訂正に応じるものとする。

(請求の手続き)

第13条 第11条の規定による個人情報の開示及び第12条の規定による個人情報の訂正を請求しようとする者は、理事長に対して、本人であることを明らかにした上で、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 請求しようとする個人情報の記録を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

(請求に対する決定等)

- 第14条 理事長は、第11条、第12条の規定による請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して、開示にあつては14日以内に、訂正にあつては21日以内にその請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を、個人情報の開示、訂正を請求した者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、請求のあった日の翌日から起算して60日を限度としてその決定を延期することができる。この場合においては決定の延期の理由を付して通知するものとする。
- 2 前項の場合において、請求に応じないこと(その請求の一部について応じないことを含む。)と決定したときは、その理由及び不服申立てに係る事項を併せて通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第15条 第13条に規定する決定に不服のある者は、理事長に対して不服申立てをすることができる。
- 2 前項に規定する不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行なければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、財団による自己の個人情報の取扱いに不服のある者は、不服申立てをすることができる。
- 4 理事長は、第1項及び第3項の不服申立てがあつた場合には、当該不服申立てが明らかに不適當であることを理由として却下するときを除き、理事会に諮り当該不服申立てについて決定を行わなければならない。

(委任)

- 第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。